

神奈川幼稚園園則(運営規定、重要事項説明書)

第1章 総則

(名称)

第1条 本園は神奈川幼稚園と称する。

(運営主体)

第2条 本園は、宗教法人日本基督教団神奈川教会の公益事業である。

(法的根拠)

第3条 本園は、学校教育法第22条及び第23条に基づき事業を行う。

(目的及び運営の方針)

第4条 本園は、キリスト教の信仰に基づいて、園児の心身の健康、言語、思考、社会性、道徳心、好奇心、自然への洞察、芸術的感性などの発達に資する教育を提供する。

(位置)

第5条 本園は、神奈川県横浜市神奈川区桐畑17番地の8に置く。

(入園資格)

第6条 本園に入園することができる者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第2章 保育年限、学級および休業日、保育時間

(保育年限)

第7条 本園の保育年限は2年及び3年とする。

(学期)

第8条 本園では一年を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(保育の提供日)

第9条 本園の保育を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。

2 休業日は、次のとおりである。

(1) 土曜日、日曜日、祝祭日

(2) 夏季休業7月20日から9月3日まで(多少の変動あり)

- (3) 冬季休業 12月20日から1月7日(多少の変動あり)
- (4) 学年末・学年始 3月19日から4月7日(多少の変動あり)
- (5) 開港記念日 6月2日
- (6) その他園長が必要と認めた日

(保育時間)

第10条 本園の保育時間は、午前9時から午後2時までとする。

第3章 保育内容、定員

(保育内容)

第11条 本園は、幼稚園教育要領を重んじて総合的に指導する。

(定員及び学級)

第12条 本園の園児の収容定員は70名で、全6学級とする。ただし、学級数は園児や教師の状況に応じて変動する。

2 本園の利用定員は、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の子ども105名とする。

(職員組織及び職務内容)

第13条 本園の職員組織および職務内容は次のとおりである。ただし、教諭等の人数は園児数に応じて変動する。

(1) 園長1名

園務をつかさどり、所属職員を監督する。

(2) 教頭1名

園長の判断により教頭1名を設置することができる。教頭は園長を助け、園務を整理し、必要に応じて園児の保育をつかさどる。

(3) 常勤教諭7名、非常勤教諭7名

教諭は園児の保育をつかさどる。

(4) 事務職員1名

事務職員は、経理と庶務をつかさどる。

(5) 園医1名

園医は健康相談、保健指導、健康診断、感染症予防に関する指導助言を行う。

(6) 園歯科医1名

園歯科医は歯科に関して健康相談、保険指導、歯科検診を行う。

(7) 園薬剤師 1 名

園薬剤師は環境衛生に関する指導助言、健康相談、保健指導を行う。

第 4 章 入園、退園、休園、修了及びほう賞

(入園許可)

第 1 4 条 入園は、園長がこれを許可する。

(入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項)

第 1 5 条 入園希望者は、所定の申込書に必要な事項を記入し、園長に提出しなければならない。

2 本園は、本園の入園資格を満たす者より入園について申し込みがあったときは、事項に掲げる拒む正当な理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

3 本園は、次のいずれかに該当するときには、入園を拒むことができる。

(1) 利用定員に空きがない場合

(2) 利用定員を上回る利用の申し込みがあった場合

(3) 当該入園希望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

4 利用定員を超える入園申し込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、入園者を内定する。

(1) 連携している小規模保育園の卒園児は優先して入園させる。ただし面接によって選考する。

(2) その他の入園志望者は、面接によって選考する。

5 入園内定者は、本園の利用開始にあたり、横浜市より支給認定を受け、必要な事項を記載した書面を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。

(退園、休園)

第 1 6 条 退園または休園しようとする者は、その理由を記して保護者から園長に申し出る。

2 病気その他の理由により、他の園児に悪影響を及ぼす恐れのある者は、退園または休園させることができる。

(成績の評価)

第 1 7 条 各学年の過程の修了は、園児の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(修了)

第18条 園長は、園児が所定の全課程を修了したと認めるときには、修了証書を授与する。

(ほう賞)

第19条 心身の発達が著しく他の模範となる者は、これをほう賞する。

第5章 保育料、入園料およびその他の費用

(保育料、入園料及び入園検定料等)

第20条 本園の保育料等は、横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第48号。以下『市基準条例』という）により、次のとおりとする。

区 分	費用・徴収理由	金 額
基本負担額（市基準条例第13条第1項）	保育料（基本負担額）	保護者が居住する市町村が定める額（無償）
教育の質の向上を図るための特定負担額（市基準条例第13条第3項）	特定職員配置費（年少のみ） （年少組に教師を配置するための費用）	2,000円（月額）
	施設維持費（施設の維持、保安のための費用）	6,000円（月額）
	冷暖房費（年間にかかる費用を月割り）	500円（月額）
	教材費（絵本代含む）	1,400円（月額）
	入園金 年少入園 （総合的な施設の維持管理、職員配置のための費用）	140,000円（入園時）
	〃 年中入園	120,000円（入園時）
	〃 年長入園	60,000円（入園時）
実費徴収 （市基準条例第13条第4項）	卒業準備金（年長のみ） （卒業アルバム・謝恩会のための費用）	3,000円（月額）
その他の費用	母の会費	12,000円（年額）
	新学年用品代	約6,000円（年額）

※入園金は入園前に限り、引越しその他のやむを得ない事情により入園を辞退する場合は、全額返金する。

第6章 緊急時の対応等

(緊急時等における対応方法)

- 第21条 本園は、保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の保護者に連絡するとともに、嘱託医又は園児の主治医に相談する等の措置を講ずるものとする。
- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 本園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講ずるものとする。
- 4 再発防止のための対策については、必要に応じて保護者に周知するものとする。

(非常災害対策)

- 第22条 本園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防災管理者又は火気・消防についての責任者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎年3回以上避難及び消化、救出その他必要な訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

- 第23条 本園は、園児の人権の擁護・虐待の防止のための次の措置を講ずるものとする。
- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
 - (2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
 - (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
 - (4) その他虐待の防止のために必要な措置
- 2 前項における虐待等の行為とは、市基準条例第25条に規定する行為をいう。
- 3 本園は、保育の提供中に、本園の職員又は養育者（利用者の家族等子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、区こども家庭支援課・児童相談所等適切な機関に通告するものとする。

附 則

- 1 この園則（運営規定、重要事項）は、2020年4月1日から施行する。
- 2 この園則（運営規定、重要事項）の実施についての必要な事項は、園長が別に定める。